

ガス導管事業者の託送収支の 事後評価について

第 2 5 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2 0 2 2 年 1 1 月 1 4 日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2022年11月1日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2022年11月1日開催）にて、料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2021年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価をご確認いただきたい。（2022年10月31日付けにて経済産業大臣から、10月27日付けにて各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

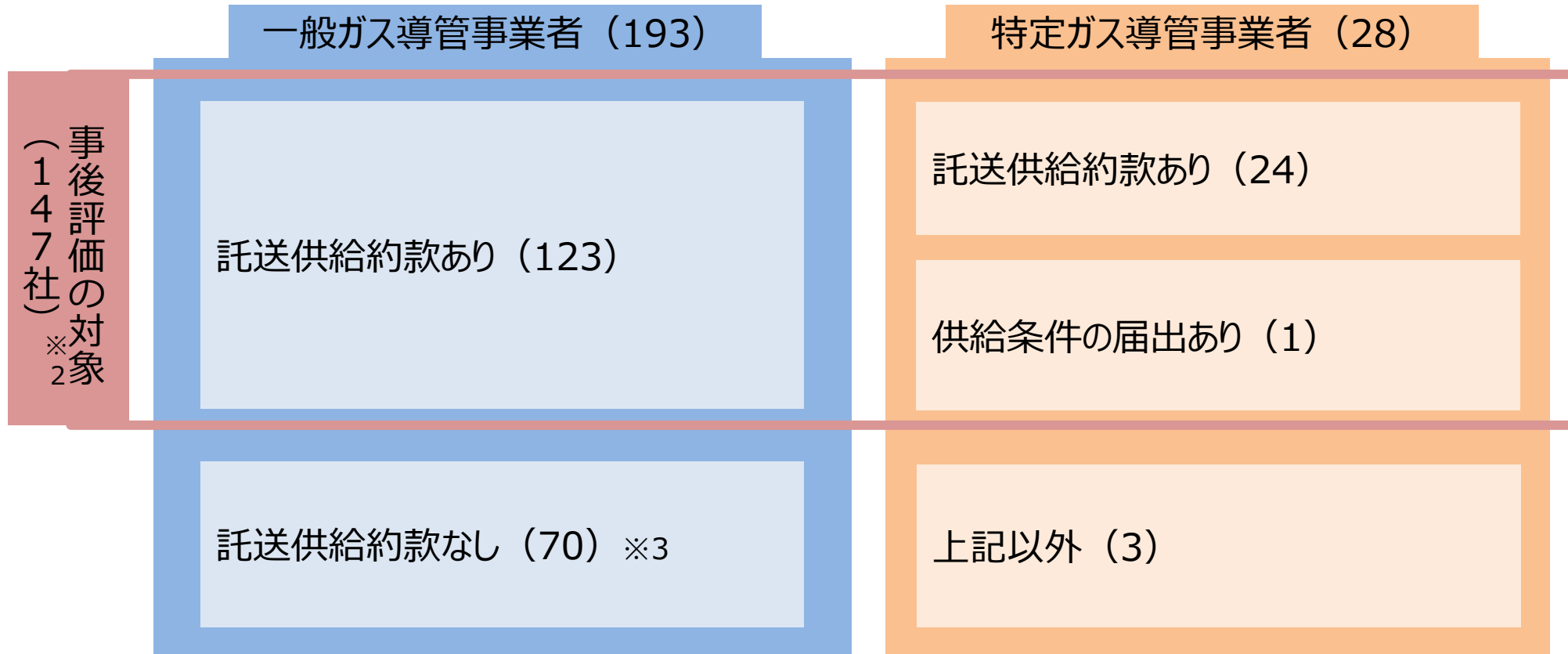
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のカス導管事業者（220社※1・2）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2021年度収支状況を評価する。



- ※1 2021年度に事業を実施した事業者数（2021年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2022年11月1日時点において事業を行っていない事業者を除く。）
- ※2 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。
- ※3 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※4 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準を踏まえ以下の進め方で実施する。
- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「－５％」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記いずれかに該当する事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、本委員会の意見を回答する予定。

（参考：2022年11月1日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。

第10回料金制度専門会合
(2021年11月15日)
資料4 - 1より抜粋

法令に基づく事後評価とりまとめ (案)

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。
- 事後評価の対象事業者のうち、6社（うち1社においては、2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力）については、2020年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。
 - また、6社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス及び大分ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
 - これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の2社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス

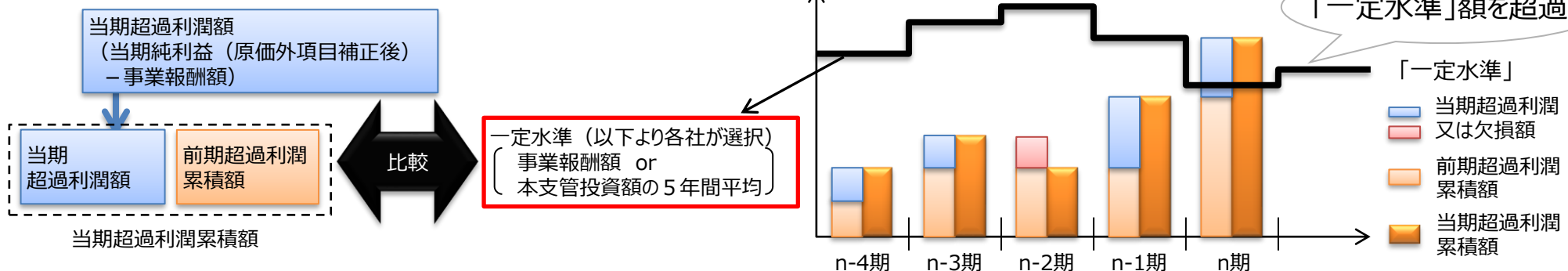
2022年4月1日：東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、

秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力、釧路ガス、大分ガス

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2021年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、又は、想定単価と実績単価の乖離率が－5 %を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

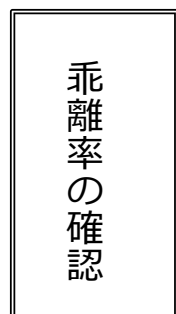


当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

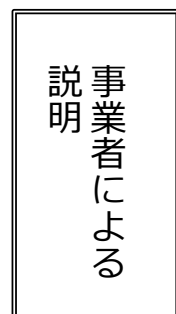
<フロー管理方式>

【STEP 1】



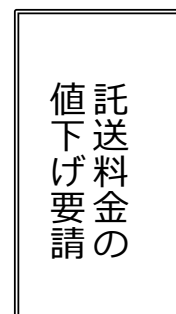
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) 等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。9

ガス導管事業者の超過利潤の状況①（結果概要）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 7社（うち1社においては2地区）（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ、東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区））は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - 東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）の3社（うち1社においては2地区）は、2022年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

超過利潤累積額 （2021年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
一定水準額超過	1 ・仙南ガス	1 ・犬山瓦斯	6 ・ENEOSエルエヌジーサービス ・中部電力ミライズ ・東北天然ガス ・秋田県天然瓦斯輸送 ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	8
一定水準額の2/3～3/3	3	1	0	0	4
一定水準額の1/3～2/3	7	1	1	0	9
0～一定水準額の1/3	6	8	5	0	19
0未満	61	43	13	4	121

※ 各社公表資料（2022年11月2日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1者とカウントしているため。
- ・ 東金市、習志野市及び大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2022年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2023年1月末までとなり、2022年11月2日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した4社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

➢ 2023年1月1日：1社（犬山瓦斯）

➢ 2023年4月1日：2社（仙南ガス、中部電力ミライズ）

➢ 2024年4月1日：1社（ENEOSエールエヌジーサービス）

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況①（結果概要）

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 5社（うち1社においては2地区）（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス、ソーラエナジー、関西電力（堺地区及び姫路地区））において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「－5％」を超過している。
 - 関西電力（堺地区及び姫路地区）は2022年4月1日に、ソーラエナジーは2022年5月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

乖離率（2021年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
－5％を超過	1 ・広島ガス	3 ・福山ガス ・山口合同ガス ・ソーラエナジー	2 ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	6
－5％ ～ －2.5％	5	4	0	0	9
－2.5％ ～ 0％	3	7	1	0	11
0より大きい	47	30	10	1	88

※ 各社公表資料（2022年11月2日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1者とカウントしているため。
- ・ 現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・ 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・ 東金市、習志野市及び大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2022年12月末まで、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2023年1月末までとなり、2022年11月2日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－５％を超過した３社については、このまま翌事業年度の開始の日※１までに料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長※２の変更命令の対象となる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－５％を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※１ 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－５％を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➢ 2023年1月1日：２社（福山ガス、山口合同ガス）

➢ 2023年4月1日：１社（広島ガス）

※２ 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（２３）法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、3社において合理的な説明を実施するとの回答であったため、その説明の合理性について確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う3社のうち、2社（広島ガス及び福山ガス）については、昨年度の事後評価においても乖離率が－5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者3社）	
事業者名	乖離率
広島ガス	－6.31%
福山ガス	－41.52%
山口合同ガス	－5.13%

※ 特定ガス導管事業者は該当なし。

ガス導管事業者の乖離率の状況③－ 1（広島ガス：概要）

- 広島ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 （需要家数）	新規参入
一導	4-3	1909/10	広島県 広島市	522,500万	681人	広島県内 7市4町	415,500個	有

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値	
想定原価（千円）（①）	39,403,382	
想定需要量（千m ³ ）（②）	1,398,299	
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	28.18	-2.8%
実績費用（千円）（④）	38,294,116	
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	1,450,417	+3.7%
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	26.40	
乖離率（％） （⑥／③－ 1）× 1 0 0	-6.31	

ガス導管事業者の乖離率の状況③－１（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 大口需要家の離脱が決定しており、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
 - ✓ 2021年単年度の乖離率を想定すると-2.20%となり、以降は乖離率が-5%を超える状況は解消される見込みのため、現行の水準維持が妥当。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 前述の状況を踏まえ、本年度の事後評価における広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- ・ 乖離率超過の要因は、2018～2020年度に大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回ったことである。
- ・ 他方で、他の大口需要家B社の離脱が決定しており、当該減少量は、上記の増加量に比べて大きいため、今後、2021年度からの3年間で託送供給量の大幅な減少が見込まれる。
- ・ 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2021年単年度での乖離率を想定すると、-2.20%となり、以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】（単位：千m³）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量	469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量	465,474	508,391	490,901	482,492	464,076	430,551	419,883
大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	291,357	250,186	238,104

※2020～2023の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載
 ※2021の実績需要量は直近の需要実績を含んだ想定値
 ※2022～2023の実績需要量は、2021供給計画を元に想定
 ※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2021年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	13,134,460
想定需要量（千m ³ ）（②）	466,099
想定単価（円/m ³ ）（③＝①／②）	28.18
実績費用（千円）（④）	12,791,433
実績（想定）需要量（千m ³ ）（⑤）	464,076
実績単価（円/m ³ ）（⑥＝④／⑤）	27.56
乖離率（％）（⑥／③－1）×100	-2.20

※想定原価、想定需要量は2017/4～2019/3の合計値を3で除し、実績費用は2018/4～2021/3の合計値を3で除して算出。

- 広島ガスからの説明は昨年度と同様の理由であり、需要量の大幅な減少が今後想定されることを踏まえ、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

第10回料金制度専門会合
 （2021年11月15日）
 資料4－1より抜粋

ガス導管事業者の乖離率の状況③－ 1（広島ガス：合理的な理由の確認）

- 広島ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- **乖離率超過の要因は、2018年度以降、大口需要家A社の実績需要量が、想定需要量を大きく上回っていること**である。
 - 他方、**他の大口需要家B社が2021年度下期に需要を減少させ、2023年度に離脱する**ことが決定しており、当該減少量は上記の増加量に比べて大きい。よって、2021年度下期以降、**2023年度にかけて託送供給量が大幅に減少する**見込み。
 - 費用については大きく変わる見込みでないため、これらを踏まえ2022年単年度での乖離率を想定すると、2.12%となり、翌年度以降、乖離率が-5%を超える状況は解消されるため、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える※。
- ※2023年度に値下げ届出を行う場合、需要量が低減する2024年度以降、場合によっては短期間で値下げ→値上げと託送料金変更を繰り返すことになり、また、値上げの際の価格変動幅も大きくなり、託送供給依頼者や需要家への影響がより大きくなる可能性がある。

【乖離原因の詳細及び今後の需要想定】

		(単位：千m ³)						
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
想定需要量		469,706	464,399	464,194	469,706	464,399	464,194	469,706
	大口需要家	297,507	292,405	292,405	297,507	292,405	292,405	297,507
実績需要量		465,474	508,391	490,901	482,492	477,024	443,591	423,675
	大口需要家	283,896	334,437	319,053	310,007	305,521	268,574	245,329
想定と実績の差分		+4,232	+43,992	+26,707	+12,786	+12,625	-20,603	-46,031
			乖離の発生要因				託送供給量減少	

※2020～2023の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載
※2022～2023の実績需要量は、見込み（2022上期実績、2022供給計画ベース）
※大口需要家は、A社及びB社を含む大口の需要量

【2022年度単年度での乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	13,134,460
想定需要量（千m ³ ）（②）	466,099
想定単価（円／m ³ ）（③＝①／②）	28.18
実績費用（千円）（④）	12,764,705
実績(想定)需要量（千m ³ ）（⑤）	443,591
実績単価（円／m ³ ）（⑥＝④／⑤）	28.78
乖離率（％）（⑥／③－1）×100	2.12

※想定原価、想定需要量は2017/4～2019/3の数値を3で除し、
実績費用は2019/4～2022/3の数値を3で除して算出。



- 広島ガスからの説明によれば、2023年度にかけて託送供給量が大幅に減少することが想定されるとのことであり、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③－２（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万	89人	広島県 福山市	47,685個	無

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値	
想定原価（千円）（①）	6,281,998	
想定需要量（千m ³ ）（②）	158,055	
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	39.74	+3.2%
実績費用（千円）（④）	6,480,352	
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	278,756	
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	23.24	+76.4%
乖離率（％） （⑥／③－１）×１００	-41.52	

ガス導管事業者の乖離率の状況③－２（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 福山ガスにおいては、昨年度の事後評価において、以下の説明があったため、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくてよいこととした。
 - ✓ 特定の大口需要家への一時的な著しい需要増が発生したことから、その特定の大口需要家への供給については託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
※当該大口需要家以外の需要家には、託送供給約款により供給を行っている。
 - ✓ その大口需要家の増量分を除いて乖離率を算定すると5.99%となり、現行の料金の水準維持が妥当。

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 本年度の事後評価における福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- ・ 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- ・ 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- ・ そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- ・ 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、5.99%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

	(単位：千m ³)		
	2018	2019	2020
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	73,543	97,224	86,068
うちA社の需要増 (実績－想定)	+19,801	+45,054	+34,487

※A社の需要増は、増量前の2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） ②	158,055
想定単価（円/m ³ ） ③＝①／②	39.74
実績費用（千円） ④	6,634,310
実績需要量（千m ³ ） ⑤	157,493
実績単価（円/m ³ ） ⑥＝④／⑤	42.12
乖離率（％） ⑥／③－1）×100	5.99

- 福山ガスからの説明は昨年度と同様であり、事情変更がなく、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

第10回料金制度専門会合
(2021年11月15日)
資料4－1より抜粋

ガス導管事業者の乖離率の状況③－ 2（福山ガス：合理的な理由の確認）

- 福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年～2023年に限る特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定したもの。当該大口需要家以外の需要家には、託送供給約款により供給を行っている。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、2.57%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

（単位：千m³）

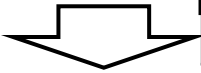
	2019	2020	2021
想定需要量	52,647	52,673	52,735
実績需要量	97,224	86,068	95,464
うちA社の需要増	+45,054	+34,487	+39,874

※想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※A社の需要増は2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	6,281,998
想定需要量（千m ³ ）（②）	158,055
想定単価（円／m ³ ）（③＝①／②）	39.74
実績費用（千円）（④）	6,495,072
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	159,341
実績単価（円／m ³ ）（⑥＝④／⑤）	40.76
乖離率（％）（⑥／③－1）×100	2.57



- 福山ガスからの説明によれば、大口需要家の需要増は2023年までとのことであり、増量分を除いた乖離率が-5%に達しないことから、引き続き合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

ガス導管事業者の乖離率の状況③－３（山口合同ガス：概要）

- 山口合同ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1915/2	山口県 下関市	48,750万	437人	山口県内 8市	175,271個	無

※会社HP、2021年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値	
想定原価（千円）（①）	20,860,073	
想定需要量（千m ³ ）（②）	835,873	
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	24.96	+6.4%
実績費用（千円）（④）	22,190,161	
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	936,932	+12.1%
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	23.68	
乖離率（％） （⑥／③－１）×１００	-5.13	

ガス導管事業者の乖離率の状況③－３（山口合同ガス：合理的な理由の確認）

- 山口合同ガスからの現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性についての説明は以下のとおり。

【合理的な説明】

- 乖離率超過の要因は、2021年度に大口需要家A社の一時的な事情によって、需要量が大幅に増加したため**である。
2021年8月に既存大口需要家A社の燃料供給ライン（他社LNGサテライト設備）にトラブルが発生。
当該設備は、山口合同ガスの託送供給によるバックアップが可能であったため、復旧までの間は同社が託送供給を行った。
大口需要家A社の設備復旧に時間がかかり、最終的に**2022年1月中旬の復旧までの間、同社が託送供給を行った**。
- この一過性の需要量を計上しない場合の乖離率は、-3.37%となり、現行の託送供給約款料金水準維持が妥当と考える。

【乖離原因の詳細】

（単位：千m³）

	2019	2020	2021
想定需要量	279,151	278,014	278,707
実績需要量	303,469	292,291	341,173
うちA社の実績需要量	13,725	18,874	43,323
A社の一時的な増量分	－	－	+16,788

※2020～2021の想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※2021のA社増量分については、8月から12月の実績需要量から
2021供給計画想定需要量を減算して算出

【一過性の需要量を計上しない場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円）（①）	20,860,073
想定需要量（千m ³ ）（②）	835,873
想定単価（円／m ³ ）（③＝①／②）	24.96
実績費用（千円）（④）	22,190,161
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	920,144
実績単価（円／m ³ ）（⑥＝④／⑤）	24.12
乖離率（％）（⑥／③－１）×１００	-3.37

- 山口合同ガスからの説明によれば、一過性の需要量を計上しない場合の乖離率が-5%を超過せず、既に供給先の設備が復旧し一時的な供給を停止していることから、合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、4社（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）については、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。これら4社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2023年1月1日：犬山瓦斯

2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ

2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- また、今年度値下げを行った事業者を除き、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した。一方、これら3社について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2022年度中	11/14 【本日】	・法令に基づく事後評価
	11月下旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月上旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ ※2023年1月1日値下げ届出期限（犬山瓦斯）
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

資料の構成

1. 2021年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）

2020年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認

- 2020年度託送収支の事後評価においてストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った会計年度4-3月事業者8社（うち1社においては2地区）※の届出の内容等の確認を行ったため、その結果を報告させていただく。

※ スtock管理、フロー管理の基準をを超過した事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるところ、2022年4月1日が期日とされていた8社の確認を行った。

(参考) 確認対象事業者の概要

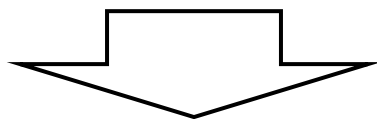
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入 の有無
釧路ガス	一導	1935年	北海道釧路市	2億670万円	85名	釧路市、釧路郡釧路町	68,915個	無
秋田県天然 瓦斯輸送	特導	1959年	秋田県秋田市	2億5千万円	9名	－	－	無
東海ガス	一導	1950年	静岡県藤枝市	9億2,500万円	192名	焼津市、藤枝市、 島田市、群馬県甘 楽郡下仁田町	56,200個	無
関西電力	特導	1951年	大阪府大阪市	4,893億円	8,633名	－	－	無
四国電力	特導	1951年	香川県高松市	1,455億円	2,243人	－	－	無
久留米ガス	一導	2008年	福岡県久留米市	4億9千万円	79名	久留米市	30,782個	無
九州ガス	一導	1959年	長崎県諫早市	8,000万円	120名	諫早市、大村市、 雲仙市、八代市	49,426個	無
大分ガス	一導	1911年	大分県別府市	8,800万円	116名	大分市、別府市、 由布市	74,161個	無

※ 会社HP、2021年度ガス事業便覧及び事業者への聞き取りにより作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 新料金における需要量と費用の想定が、2018～2020年度の実績及び2021年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。具体的には以下のとおり。
 - ①. 新料金における想定需要量が、2018～2020年度の需要量の実績や2021年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか
 - ②. 新料金における想定費用が、2018～2020年度の費用の実績や2021年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- ※ 新料金の平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

新料金の改定率と2020年度託送収支における乖離率

- 料金改定届出を行った8社（うち1社においては2地区）（会計年度4-3月事業者）の2020年度託送収支における乖離率計算書の数値並びに新料金における平均単価及び料金改定率は以下のとおり。

事業者名	乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
釧路ガス	46.08	42.05	-8.7%	41.03	-10.96%
秋田県天然瓦斯輸送	13.09	12.38	-5.4%	12.80	-2.2%
東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	18.15	17.82	-1.9%	15.79	-13.0%
関西電力（堺地区）	2.45	1.86	-24.1%	2.42	-1.0%
関西電力（姫路地区）	3.63	2.92	-19.6%	3.60	-0.7%
四国電力	0.22	2.01	813.6%	0.09	-59.1%
久留米ガス	30.82	29.96	-2.8%	28.22	-8.4%
九州ガス	52.14	49.86	-4.4%	36.23	-30.5%
大分ガス	46.97	43.52	-7.3%	26.16	-44.3%

※1 平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量

※2 乖離率＝(B－A)／A

※3 料金改定率＝(C－A)／A

①－１．新料金における需要量の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2018～2020年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、1社（1地区）を除き、2018～2020年度実績や2021年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。1社（1地区）については、旧料金における想定需要量を実績値が上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量が旧料金を下回っているため、次頁のとおり追加確認を行った。

追加確認 要否	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
不要	釧路ガス	31,363 ^{※1}	39,161	43,886	44,313
	秋田県天然瓦斯輸送	20,087	19,999	20,472	19,266
	東海ガス （焼津・藤枝・島田地区）	140,889	133,226	136,540	138,392
	関西電力（姫路地区）	227,000 ^{※2}	199,154 ^{※2}	216,536	294,091
	四国電力	35,501 ^{※3}	35,456 ^{※3}	38,812	37,951
	久留米ガス	34,913 ^{※1}	33,971	35,945	36,228
	九州ガス	22,153 ^{※1}	22,651	22,600	27,472
	大分ガス	50,658 ^{※1}	53,577	79,716	77,155
要確認	関西電力（堺地区）	70,417 ^{※2}	74,951 ^{※2}	92,614	70,054

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均

※2 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均

※3 原価算定期間である2019～2020年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

①ー 2. 新料金における需要量の確認

- 今後の需要見込みを新料金における想定需要に反映できていない可能性がある1社（1地区）（新料金の想定需要が旧料金における実績需要を下回り、且つ、2021年度実績見込みをも下回る事業者）から想定需要の合理性について聴取したところ、その理由は以下のとおりであった。
- 当該事業者は限られた託送供給依頼者にのみ供給を行っている特定ガス導管事業者であり、相手方へのヒアリング結果に基づいて需要量想定を算出しているため、問題ないものと考えられる。

事業者名	需要量（千m ³ ）				
	2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	新料金の想定需要が旧料金における実績需要を下回り、且つ、 2021年度実績見込みをも下回る合理的な理由（事業者説明）
関西電力 （堺地区）	70,417	74,951	92,614	70,054	➤ 託送供給依頼者へのヒアリングの結果、過去実績より低い計画値となっている。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

②ー1. 新料金における費用の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した8社（うち1社においては2地区）については、いずれも総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べて、より精緻に算定されたと考えられる。
- 他方で、うち1社（2地区）につき、新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられたため、次頁にて追加確認を行った。

追加確認 要否	事業者名	原価算定 方式	費用（千円）			
			2018～ 2020年度の 想定3年平均	2018～ 2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
不要	釧路ガス	総括原価	1,368,165 ^{※1}	1,568,412	1,728,082	1,657,952
	秋田県天然瓦斯輸送	総括原価	255,425	231,267	285,427	233,907
	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	総括原価	2,460,427	2,160,170	2,110,770	2,029,516
	四国電力	総括原価	4,542 ^{※3}	4,492 ^{※3}	6,716	3,401
	久留米ガス	総括原価	1,029,418 ^{※1}	940,628	889,303	936,486
	九州ガス	総括原価	1,104,352 ^{※1}	1,014,342	944,136	946,747
	大分ガス	総括原価	2,168,059 ^{※1}	2,115,481	1,929,485	1,770,881
要確認	関西電力（堺地区）	総括原価	129,470 ^{※2}	92,362 ^{※2}	92,732	129,256
	関西電力（姫路地区）	総括原価	723,122 ^{※2}	438,260 ^{※2}	452,783	739,002

- ※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均
 ※2 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均
 ※3 原価算定期間である2019～2020年度の数値の平均
 ※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

②ー2. 新料金における費用の確認

- 新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられた1社（2地区）から、想定費用の合理性を聴取したところ以下のとおり。
- 新料金において計上している費用のうち、導管の延伸については一定の不確実性が伴うとのことであるが、当該事業者は導管延伸の可能性を追求しており、合理的な費用と認めても良いと考えるかどうか。

事業者名	費用（千円）				
	2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、 新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由 （事業者へのヒアリング結果）
関西電力 （堺地区）	129,470	92,362	92,732	129,256	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➤ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➤ 原価算定時に見込まれていた大口修繕に係る費用が、実施方法の変更により一部不要となったため。 ➤ 新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。 （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➤ 今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。
関西電力 （姫路地区）	723,122	438,260	452,783	739,002	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➤ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➤ 新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。 （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➤ 今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。 ➤ 既に予定されている導管延伸により、減価償却費が増加するもの。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

（参考）各社の原価算定的方式

- ガス託送料金の原価算定的方式について、乖離率が-5%を超過した事業者は、総括原価方式と届出上限値方式のいずれかを選択し、その選択した方式に沿って変更後の料金を算定することとされていた※。
- 総括原価方式においては、原価を洗い替えるため、新料金の想定費用は、より精緻に算定され、且つ、透明性が確保されと考えられる。
- 届出上限値方式においては、料金引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

※ 2021年5月に制度的措置を講じ、乖離率が-5%を超過した事業者は、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合は、総括原価方式での値下げを行わなければならないこととした。

原価算定的方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式。	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、且つ、透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等によって生じることが見込まれる費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式。	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用削減額のうち、事業者が経営判断に基づき任意に設定した比率により料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、 1社（2地区）については費用について論点があるが、当該論点が妥当とされる場合には、他の7社も含めて、いずれも妥当な想定であると考えられる。

※想定が妥当ではないと考えられる事業者については、以下を要請することとしてはどうか。

「2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

確認結果		事業者名	乖離率計算書			新料金	
			想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
需要	費用						
-	-	釧路ガス	46.08	42.05	-8.7%	41.03	-10.96%
-	-	秋田県天然瓦斯輸送	13.09	12.38	-5.4%	12.80	-2.2%
-	-	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	18.15	17.82	-1.9%	15.79	-13.0%
問題なし	要確認	関西電力（堺地区）	2.45	1.86	-24.1%	2.42	-1.0%
-	要確認	関西電力（姫路地区）	3.63	2.92	-19.6%	3.60	-0.7%
-	-	四国電力	0.22	2.01	813.6%	0.09	-59.1%
-	-	久留米ガス	30.82	29.96	-2.8%	28.22	-8.4%
-	-	九州ガス	52.14	49.86	-4.4%	36.23	-30.5%
-	-	大分ガス	46.97	43.52	-7.3%	26.16	-44.3%

※1 平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量

※2 乖離率＝（B－A）／A

※3 料金改定率＝（C－A）／A

（関係条文） ガス事業法（一般ガス導管事業者関連）

（託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 （略）

（託送供給約款に関する命令及び処分）

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (特定ガス導管事業者関連)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

(i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

(ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (承認特定ガス導管事業者関連)

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

- 第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (承認特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この(40)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。